

屋内遊具・エア遊具等の事故防止・注意喚起について

消費者庁 消費者安全課 平成27年5月19日

消費者庁における事故情報の収集・活用の全体像

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

関係省庁 地方公共団体等

消費者相談窓口 国民生活センター 消費生活センター

消費者安全法に基づく通知

消費者事故等の通知

PIO-NET情報 (全国消費生活情報 ネットワーク・システム)

事業者

消費生活用製品安全法 に基づく報告 重大製品 事故の報告 (消費生活用製品※) 事故情報データ バンク参画機関 (関係省庁、独立行政

引係省厅、独立 法人等)

個別法によらない任意の情報提供

事故情報 の提供 事故情報 の提供

医療機関ネット

ワーク参画機関

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいう。(他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができると認められる事故として政令で定めるもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く。)

消費者 庁(事故情報を一元的に集約)

注意喚起等

消費者

意見・措置要求等
名省庁
処分・指導等
事業者

屋内遊具等の事故防止に関するこれまでの対応

〇<u>エア遊具</u>に関する事業者等への安全対策の要請、消費者への注意喚起等を 実施(平成23年1月、平成23年8月、平成23年11月)

○<u>屋内アミューズメント施設</u>の利用の実態を把握するためのアンケート調査の 結果をもとに、消費者に対する注意喚起を実施(平成24年12月)

〇このほか、<u>子ども安全メール</u>において、随時、すべり台、公園遊具など、遊具に関する情報発信を実施(平成25年度以降、5回の注意喚起)

エア遊具に関する対応

平成23年1月

〇平成22年11月、滋賀県高島市の運動公園で行われたイベントにおいて、屋外に設置していたエア遊具が風にあおられて傾き、上で遊んでいた子どもが転落して頭を打つなどの軽傷

〇報道発表するとともに、地方公共団体及び関連事業者(エア遊具事業者、遊戯施設事業者等)に、一般社団法人日本エア遊具安全普及協会が策定した「安全運営の10ヶ条」を守る等、安全管理の徹底を要請。

平成23年8月

〇平成23年8月、横浜市の遊戯施設で、幼児がエア遊具の送風機に指を入れて、 指の先を切断

〇報道発表し、事業者に対して<u>エア遊具(特に送風機の安全対策)の緊急点検等</u>を呼びかけるとともに、消費者に対し利用する際の注意を呼びかけ

平成23年11月

〇平成23年11月、千葉市の遊戯施設で、幼児がボールプールタイプのエア遊具から出る際に、出入口に設置されていた網のほつれに指がからみ、指先を切断〇報道発表し、エア遊具事業者や他の遊戯施設事業者に対し、<u>遊具の点検と安全管理の徹底</u>を呼びかけるとともに、(社)日本エア遊具安全普及協会、(社)日本公園施設業協会、日本アミューズメント産業協会に対し、<u>傘下の事業者への周知</u>を依頼。

遊具に関する注意喚起

屋内アミューズメント遊具に関する注意喚起(平成24年12月)

〇屋内アミューズメント施設を利用した経験のある方500人へのアンケート調査の結果、施設を使用する際、4人に1人が注意事項を確認していないことが分かったことから、消費者に対し、利用する際に、遊具の利用方法などの注意事項を確認することを呼びかけ。

○また、アンケートの結果、ケガをした・しそうになった遊具として挙がった「すべり台」、「エア遊具(ジャンピング遊具)」、「ジャングルジム」、「ボールプール」について、各遊具を使用する際の注意事項を呼びかけ。

子ども安全メールでの 各種遊具に関する注意喚起

- ○ブランコでの事故に御注意!(平成27年5月)
- ○滑り台での事故に御注意!(平成27年4月)
- 〇公園の遊具による思わぬやけどに御注意!(平成26年7月)
- ○商業施設内の屋内遊戯施設での事故に気をつけて!(平成25年6月)
- 〇公園等にある遊具による事故に注意しましょう(平成25年4月) 他